

令和5年（2023年）3月17日

保護者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症により保育所を欠席した場合の  
保育料減免措置の取り扱いの終了について

宝塚市保育事業課

平素は本市の保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染等による欠席に係る保育料（延長保育料を含む。）の減免措置を国の規定に則り行ってきたところでありますが、厚生労働省子ども家庭局保育課等からの通達により、令和4年度末までは現在の取扱いを継続し、令和5年4月以降は減免措置を廃止することになりました。保護者の皆さまにおかれましては、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

【経緯】

減免措置は、令和2年の感染拡大初期段階において、国が地域における感染拡大を防ぐため、利用する子どもの感染の状況に関わらず保育所等の臨時休園等を行うことを各市町村へ要請することを踏まえて、国の主導で行ってきたものです。現在の新型コロナウイルス感染症対策は新たな行動制限を行わず、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図ることを基本的な考え方とし、保育所等についても原則開所することとされていることから、臨時休園等を行うことを国が市町村へ要請することは想定していないとされています。こうしたことから、厚生労働省等より減免措置については廃止するよう通達があった次第です。

【その他】

今後の取り扱いに変更がある場合は、市ホームページにてご案内します。

【本件に関するお問い合わせ】

問い合わせ先：保育事業課 Tel：(0797) 77-2037